

江別市避難所運営マニュアル

【本編】

令和7年（2025年）1月

【第4版】

北海道江別市



江別市 HP
（避難所運営マニュアル）

目 次

水害に備えて

■ 避難行動判定フロー（大雨や洪水の恐れがある場合）

本編

■ 避難所運営マニュアルについて 1

■ 災害発生から避難所開設・運営・撤収の流れ 1

1 初動期（災害発生直後～24時間程度） 3

・ 避難所に携わる方たちの行動 4

・ 避難所運営の動き 5

・ 避難者の受入と対応 7

・ 各種スペースの配置 12

□ 参考1 避難所スペースのレイアウト（例） 13

□ 参考2 段ボール間仕切りの作成と設定 14

□ 参考3 屋外スペースのレイアウト（例） 18

2 展開期（24時間～3週間程度） 19

・ 避難所運営委員会の役割 20

・ 避難所の情報連絡体制 23

・ 避難所運営に関して、その他検討すべき事項 23

3 再構成期（3週間以降） 24

4 撤収期（ライフライン回復頃） 25

■ 感染症対策 26

避難行動判定フロー (大雨や洪水の恐れがある場合)

スタート

あなたがとるべき避難行動は？



江別市 HP
(防災あんしんマップ)

江別市「防災あんしんマップ」(*)で自分の家がどこにあるか確認してみましょう。

※防災あんしんマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として自宅の外に避難が必要です。

例外

【浸水の危険があっても】

- ①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
- ②浸水する深さよりも高いところにいる
- ③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食料などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル3が出たら、市が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル4が出たら、市が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

避難行動判定フローの参考情報



水害

洪水浸水想定区域 (浸水深)

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

ハザードマップの見方

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



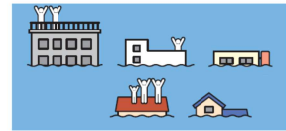
流速が早いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

② 浸水深より居室は高いか

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢できるか、水・食糧などの備えは十分か



出典：内閣府（防災担当）

「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

市から出される避難情報（警戒レベル）

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
高 警戒レベル5 命の危険 直ちに安全確保!	既に災害が発生・切迫している状況です。命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。	緊急安全確保 (江別市が発令) ※江別市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
《 警戒レベル4までに必ず避難! 》		
危険度 警戒レベル4 危険な場所から 全員避難	災害が発生する危険が高まっています。 <u>速やかに危険な場所から避難先へ避難</u> しましょう。	避難指示 (江別市が発令) ※避難指示は、令和3年度の災害対策法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
警戒レベル3 危険な場所から 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は危険な場所から避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (江別市が発令)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <u>避難行動を確認</u> しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
低 警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

【本編】

避難所運営マニュアルについて

近年、世界各地で大きな地震や洪水などの災害が発生しており、国内でも大規模な地震や局所的豪雨により大きな被害が発生しています。

災害の発生により避難所が開設されたときに、市の職員と連携しながら円滑な避難所運営のあり方や活動の参考にしていただくため、マニュアルを作成しました。

このマニュアルでは、避難している皆さんが自助・共助の視点で避難所の運営をするため、主に自治会や自主防災組織等を中心とした組織の立上げや、運営のノウハウについて「北海道版避難所マニュアル」を参考に作成し、整理しています。

災害発生から避難所開設・運営・撤収の流れ



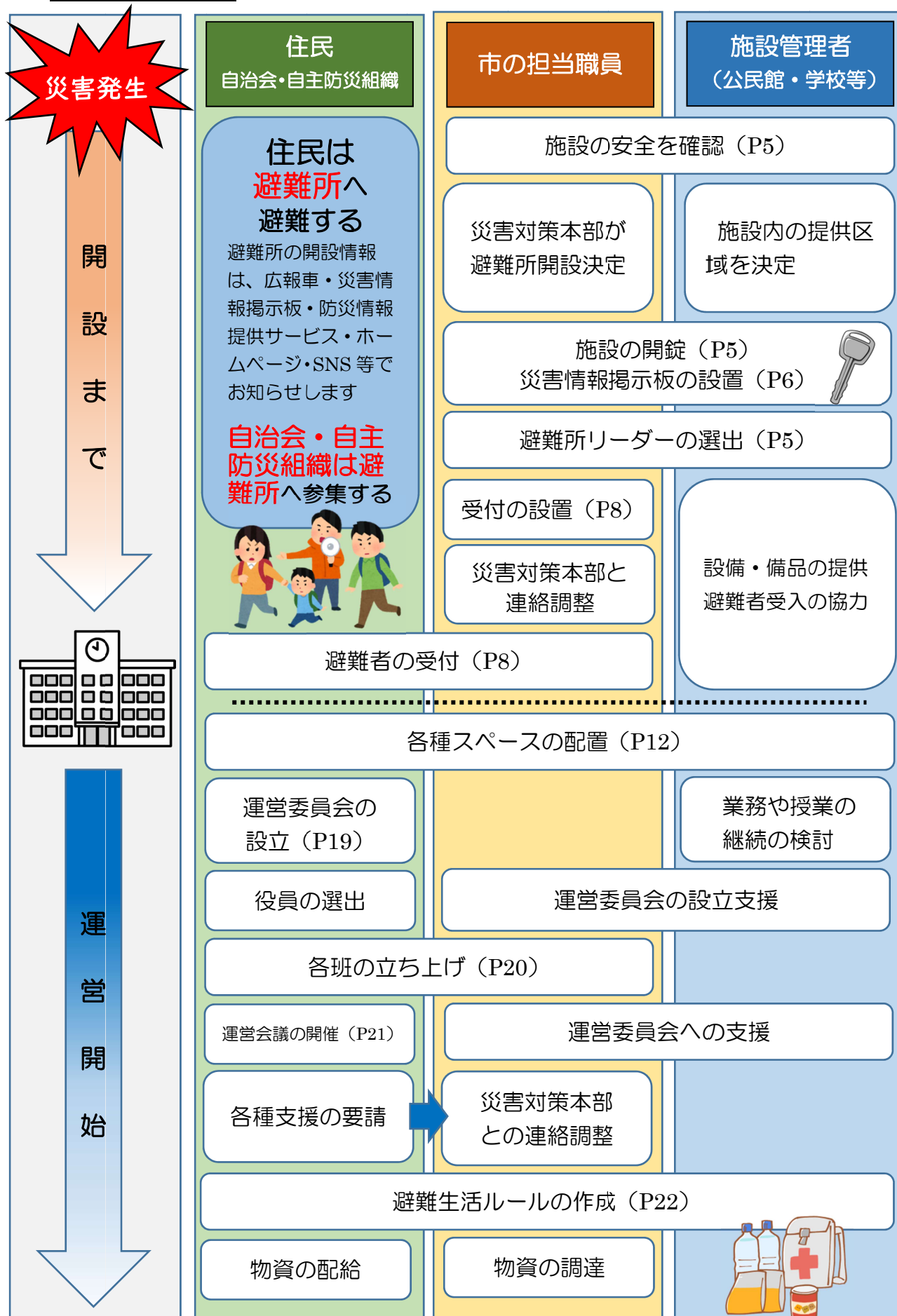
出典：避難所生活の時間軸 東京大学大学院特任助教 定池祐季(平成 28 年 6 月時点)

区分	1 初動期 (P3)	2 展開期 (P19)	3 再構成期 (P24)	4 撤収期 (P25)
目安	災害発生直後～ 24時間程度	24時間～ 3週間程度	3週間以降～	ライフライン回復頃
目的	避難所を開設し、個別事情に配慮しながら避難者の安全確保と生活環境の整備を両立させる。	多様化するニーズや個別事情に配慮し、個人の尊厳が保たれた避難所生活を確立する。	避難所運営を見直しながら、避難者の心身の健康を保ち、前向きに過ごせる環境を整える。	避難所を出た後の生活の見通しが立ち、避難者の自立が進むような支援を行う。
配慮を必要とする現象	・混乱 ・人、物、情報不足 ・次々と起こる出来事への対応に追われる ・個別事情への配慮不足	・衛生状態の悪化 ・健康状態の悪化 ・感染症の発生 ・多様なニーズのくみ取りと対応	・気力の低下 ・健康状態の悪化 ・避難所集約に伴うストレス	・避難所集約に伴う移動に関わるストレス ・避難所から次の住まいへの移動に時間を要する人々のストレス

初動期から展開期までの流れ ⇒ 次頁イメージ図

【イメージ図】

初動期から展開期までの流れ



1 初動期（災害発生直後～24時間程度）

初動期では、災害発生直後の混乱した状態の中で避難所を開設し、避難者の生命の安全確保を行うと同時に、安定した避難所運営に向けた準備を行います。

本マニュアルでは、災害発生直後～発災後24時間後までの時期としていますが、災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）によって変わります。

（１）避難所とは？

避難所は、江別市及びその周辺で、地震、風水害、火山災害、大規模な事故などが発生したときに、被災者等が一定期間避難生活をする施設で、市が事前に指定をしている施設を「指定避難所」（以下「避難所」と言います。）と言い、市内71箇所を指定しています。



市では、社会教育施設（公民館など）や小中学校を中心に、被害状況や避難者数等の災害状況に応じ、地域性・耐震性なども考慮して「避難所」を開設します。

また、「指定緊急避難場所」という一時的に避難する場所として、公園やグラウンド等を指定しています。その他、自主受入避難所が開設されることもあります。

（２）いつ開設するの？

震度5弱以上の地震が発生したときや甚大な災害の恐れがあるときには、市は災害対策本部を設置します。災害対策本部を設置したときは、

被害状況や地域性、被災者状況などから**市長が開設を判断し、開設する避難所の場所は、広報車・テレビ（データ放送）・ホームページ・防災情報提供サービス（メール・電話・FAX）・SNS など、お知らせします。**

避難所の開設は、市の避難所担当職員が、施設管理者の協力を得て行います。

しかし、休日や夜間に突発的な災害が発生した場合には、避難所担当職員や施設管理者が避難所への到着に時間を要し、計画どおりに避難所が開設できないことも予想されますので、様々なケースを考えておくことが大切です。

自治会・自主防災組織は、自身と家族の安全を確保した後、地域状況を把握し、担当する各班の活動を行い、避難所を担当する班は避難所へ参集します。

地震等の大規模な災害が発生した直後は、大きな混乱が予想されます。まずは、自身や家族の安全を第一に考えて行動してください。

そのうえで、避難所運営においては、一概に公平な線引きが適切だとは限りません。避難所や避難者の状況によって、臨機応変に対応する場面も想定されるため、そこにいる全員が、世代、性別、国籍などに関わらず、それぞれの役割を認識し、協力して避難所運営に取り組む必要があります。

□自治会や自主防災組織など

各組織で「〇〇施設災害対応マニュアル」や「〇〇自治会避難所マニュアル」など事前に定めているものがあれば、それを基に避難所の開設や運営、避難者の受け入れを行います。

□避難者

避難所での人の密集を避けるため、在宅避難や親族・友人宅等、避難所以外への避難もあらかじめ検討します。

避難所へ避難する場合は、**マスク、消毒液、体温計**などのほか、手洗い用石鹸などの衛生用品、季節にあった服装、滞在時の寝具や敷物、平常時から備えをお願いしている最低3日分（推奨1週間分）の水・食料などを各家庭から持参して避難します。

□避難所における市の担当職員

市から避難所に派遣され、避難所の開設、運営や衛生管理等に努めます。

台風等の大雨災害が事前に予想される場合は各避難所に早期に派遣され、避難所の開設や避難者の受け入れを初動から担います。

【例】

平日・日中（市職員の勤務時間内）に突発的な災害が発生したとき

市は施設管理者等に応急的に避難所開設を要請するとともに、直ちに市の担当職員を避難所に派遣します。

早朝・夜間・休日（市職員の勤務時間外）に突発的な災害が発生したとき

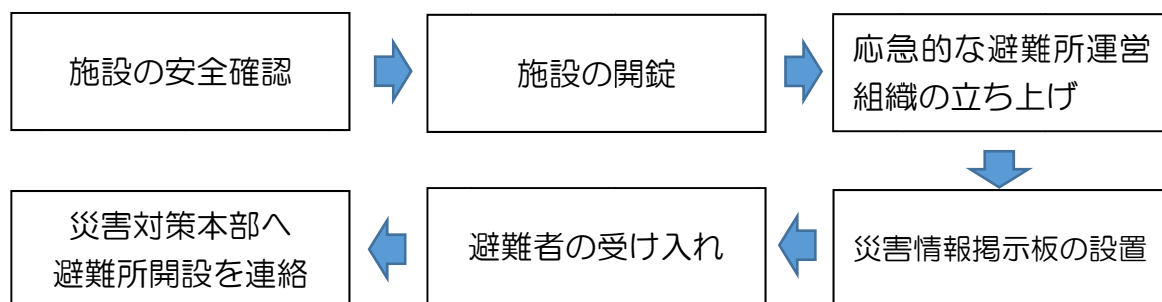
市は担当職員を避難所に派遣し、施設管理者と協議し避難所を開設します。

緊急の場合は、施設管理者や自治会役員等が避難所を開設することができます。

□施設の管理者・職員

避難所内の居住スペースや、体調不良者の専用スペースを設置する際など施設の活用に関することを中心に運営の支援を行います。

避難所運営の動き



(1) 施設の安全確認 様式1 避難所の被害等チェックシート

避難所は被害状況と危険度を確認した上で開設する必要があります。
市の担当職員と施設管理者は、避難所の開設前に以下の事項を確認します。

- ①避難所への立ち入りは、建物の安全性を十分確認し、危険がある場合は、必要な安全措置が取られるまで待ちます。
- ②目視して、明らかに危険が認められる箇所については、避難者が近づかないように、その周辺を直ちに立入禁止とします。
- ③周辺の二次災害のおそれ（火災、土砂災害等の危険性）がないことを確認します。



(2) 施設の開錠

<通常時>

避難所施設の解錠は市の担当職員が施設管理者の協力を得て行います。

<緊急時>

市の担当職員が不在で、かつ、緊急の場合には、施設管理者が管理している鍵で開錠・開門し、避難所に集まった方々を中心に、避難所の開設準備にとりかかります。



(3) 避難所リーダーの選出

市の担当職員は施設管理者の協力を得て、避難所（施設）の点検を速やかに実施し、避難者を取りまとめ、円滑に避難所を開設するよう努めます。

- ①避難所開設の準備として、リーダー（※）を選出し、そのリーダーの下、避難者が協力して、施設の安全確認、避難スペースの確保（避難所内の区域設定）を行います。

※リーダーには、「自治会や自主防災組織の役員」や「北海道地域防災マスター」などが考えられますが、すぐに決まらない時は、市の担当職員が一時的に対応することもあります。

②本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、リーダーが陣頭指揮をとり、応急的な避難所運営にあたります。

災害発生直後から当面の間、避難所運営は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替で対応できる体制とします。

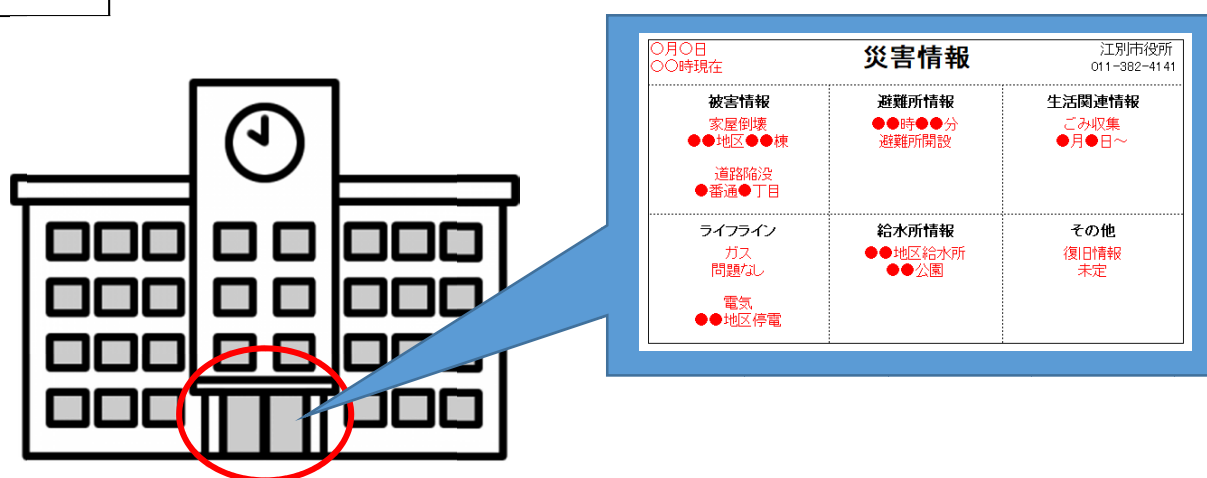
また、運営スタッフは、各自の健康状態を確認し、次の症状が現れている場合は上記のリーダーに報告し、症状が改善するまで健康状態に問題のない運営スタッフと交代するなどの対応をとります。（発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など）

（４）災害情報掲示板の設置

目的 市は地域住民のみなさんへ情報を発信するため、災害情報掲示板を設置し、情報の受け取り場所とします。

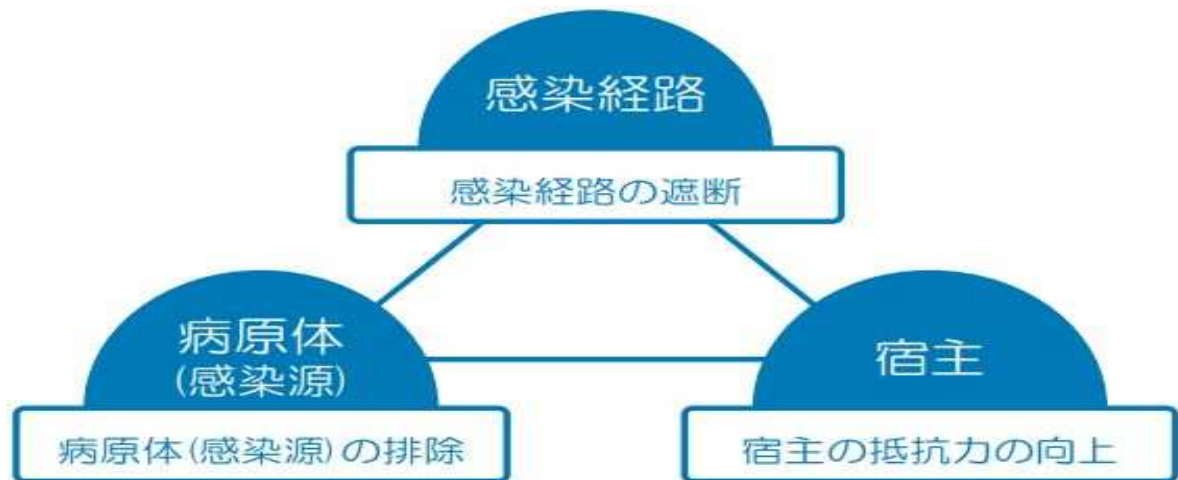
災害情報掲示板とは？	
設置する人	市の担当職員や施設の管理者など
設置する場所	市内の各小中学校と開設する避難所
設置の要件	市内で大規模な災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき
設置場所	正面玄関や出入口など多くの人が見やすい場所
内容	被害状況や避難所の開設情報、給水所情報、生活関連情報など
情報の更新	新しい情報が入ったとき

【設置例】



正面玄関や出入口など多くの人が見やすい場所に設置します。

世界中で新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経験したことで、災害時の避難においても感染症対策の重要性が認識されています。感染症は ①病原体（感染源）②感染経路 ③宿主 の3つの要因が揃うことで感染します。感染対策においては、これらの要因のうちひとつでも取り除くことが重要です。特に、「感染経路の遮断」は感染拡大防止のためにも重要な対策となります。



(1) 避難者の受入前に決めておくこと

全部改正

感染拡大防止の観点から、避難所にて新型コロナウイルス感染症などの感染症患者や感染の疑いがある者（以下、感染症患者等）を受け入れる場合には、一般の避難者がいる居住スペースとは別に居住スペースを用意することが基本となります。

居住スペースは、間仕切りやアルミマットなどの備蓄品を活用し準備しておき、各居住スペースには、事前に「区画住所」を設定し、各居住スペースにポストイットなどを活用して明示しておきます。（区画住所の例：「あ-1」や「を-15」など）

避難者の受け入れが始まると、受付の混雑が予想されます。リーダーが中心となり、情報を共有することや、混雑緩和のために人員の配置替えなどが求められます。これらは、避難所運営訓練などの機会を活用し、事前にイメージしておくことが重要です。

(2) 各種スペースの決定

避難者は、一般避難者用の居住スペースのほか、感染の疑いがある者の居住スペース、要配慮者（介護が必要な方、妊産婦、乳幼児など）用のスペースなど、各居住スペースに分かれて避難生活を送ることとなります。

各種スペースの配置は、受付をする前に決めておく必要があります。

各種スペースの配置については、P12～P19をご参照ください。

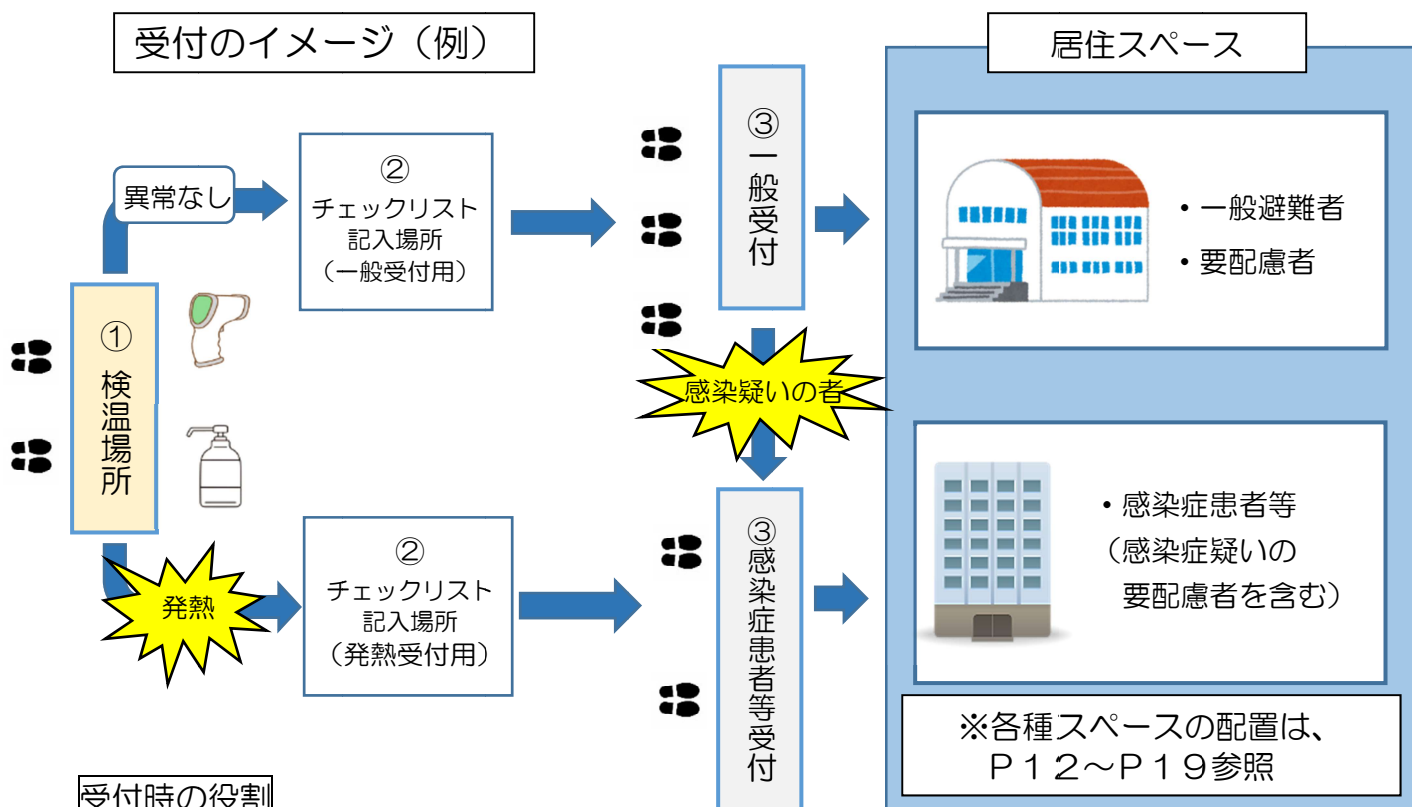
(3) 避難者の受付 一部改正

様式2 受付時チェックリスト（以下、チェックリスト）

様式3 避難者台帳（以下、台帳）

様式4 避難者世帯カード（以下、世帯カード）

受付のイメージ（例）



受付時の役割

自治会や自主防災組織は、検温実施者、受付者（一般受付・感染症患者等受付）などを決め、下記の業務を行います。

① 検温場所（担当：検温実施者）

- ・検温実施者は、検温場所を建物入口付近に設置し、避難者の検温とチェックリストの配付を行います。
- ・検温実施者は、発熱（目安 37.5 度以上）が確認された場合は、発熱受付用のチェックリスト記入場所へ誘導し、発熱がない場合は、一般受付用のチェックリスト記入場所へ誘導します。

② チェックリスト記入場所

- ・避難者は、チェックリストを記入します。
- ・避難者は、チェックリストの記入が終わったら、各受付（一般受付、感染症患者等受付）へ向かいます。



チェックリスト記入場所には、避難者からの問い合わせ（チェックリストの記載方法や受付場所への案内等）に対応できるように、人員を配置することを考慮しましょう。

③ 一般受付及び感染症患者等受付（担当：受付者）

一部改正

- ・一般受付の受付者は、避難者が記入したチェックリストを確認し、「感染症関係情報」に1つでも「はい」が選択されていた場合は、感染症患者等受付へ誘導します。それ以外の方は、一般受付で受付をします。
- ・各受付の受付者は、避難者が記入したチェックリストを回収の上、「感染症関係情報」、「要配慮情報」及び「避難場所情報」の内容を確認し、台帳の「避難場所」欄に☑を入れます。
- ・各受付の受付者は、チェックリストの内容を基に、台帳に必要事項を記入します。
- ・各受付の受付者は、台帳への記入が終わったら、避難者に世帯カードを渡し、居住スペースへ誘導します。

（各受付者は、避難者に対して居住スペースでの記載終了後、改めて受付した場所に世帯カードを提出するよう伝えます。）



一般受付の受付者は、一般避難者と要配慮者が混在して、要配慮者の受付に時間を要することがないように、複数名の人員配置、避難場所ごと（一般、要配慮者など）に受付し、台帳管理するなどの工夫をしましょう。

④ 居住スペースへの誘導

新規追加

- ・居住スペースに誘導した際には、「区画住所」について説明するとともに、改めて世帯カードの記入について依頼してください。
- ・「区画住所」は、急病人の発生時や事前の連絡なく外出や帰宅した方がいた際、台帳を参照し、区画住所から特定することが可能です。

（４）一般受付を完了した避難者への対応

一部改正

- ・居住スペースへの一般避難者の誘導にあたっては、施設の広いスペース（体育館等）から避難者を収容し、支援を要する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等は、家族単位で、優先して空調設備等のある部屋へ収容します。

※感染防止等に配慮したレイアウトについては、様式集にある「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考書類」の「新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉」を参考に可能な限りの対応を心がけてください。

（５）感染症患者等受付を完了した避難者への対応

一部改正

＜感染症患者等の隔離＞

- ・感染症患者等の居住スペースへの誘導にあたっては、隔離が可能な専用スペースに収容します。

・市の担当職員は災害対策本部へ、避難者数、感染症患者等の有無及び人数、居住スペースの収容状況等を報告します。

※災害対策本部は、災害の状況、感染症患者等の避難者数や居住スペースの収容状況等によっては、感染症患者等専用の避難所を開設することを検討します。また、感染症が拡大している場合等については、保健所に連絡・相談し、指示に従います。

※隔離の際は専用スペースから入口、トイレまでに専用の動線を確保する。また、避難者間の距離を確保する。

※体調悪化した場合は改めて検温・問診をする。

※トイレの使用後は、感染症患者等の本人が一時的に消毒し、その後、感染予防対策をした者が本格的な消毒をします。

〔窓口〕 北海道江別保健所

電話：０１１-３８３-２１１１（直通）

（６）避難者情報の収集

全部改正

避難者の情報は、台帳を索引として提出された世帯カードで把握するため、避難者から世帯カードが提出されたら、台帳へ記入します。なお、台帳に記載された内容は、個人情報となることから保管、取り扱いにおいて次の点に配慮します。

- ・不特定多数の人の目に触れないように保管する。
- ・本人の同意なしに、記載内容を第三者へ提供しない。（家族にも提供しない）

発災当初などで、避難者が一度に来る場合も想定されるため、台帳に記入する際は、情報の書き漏らしがないように留意します。なお、落ち着いたタイミングで清書することも可能なため、混雑時は工夫して対応したのち、整理したものを保管します。

避難者情報は、安否確認や食料など物資の提供に利用し、避難所生活を送るにあたって重要なものとなります。そのため、防犯上の観点も含め、入所や退所のほか、外出や外泊など、避難者の出入りについて、随時把握する必要があります。

（７）安否確認等の問い合わせへの対応

新規追加

避難所に避難者の安否確認等の問い合わせがあった場合は、台帳の同意情報に基づいて対応します。安否確認に同意していない避難者については、「お問い合わせのあった方はこちらの避難所にはおりません」と返答するようにしてください。これは、同意の確認ができていない場合を含め、ご家族であっても上記の返答をしてください。

安否確認に同意しない避難者の例としては、DV 被害などにより、住所等の住民基本台帳情報の非公開を希望している方などが想定されます。

(8) 冬季間の対応

冬季間は、避難所の滞在について寒さ対策を十分に講じる必要があり、施設の暖房設備が稼働しない場合は、ポータブルストーブ等の暖房器具が必要です。この場合、定期的な換気が必要なことに留意します。

乾燥を防ぐため、加湿器の設置や濡らしたタオルを室内に干します。



(9) 車中泊の避難者に対する対応

個々の事情により、避難所に入所せず車中泊で避難を希望する場合、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒の危険性への注意が必要となります。

市の担当職員と施設管理者、自治会・自主防災組織は、車中泊の避難について、各避難所の駐車場などの目配りができる範囲で認めるなど、食事、トイレなどの所定の生活ルールを説明するものとします。

また、エコノミークラス症候群の予防として、屈伸など適度な運動、水分摂取などの注意喚起を行う必要があります。

(10) 負傷者・要配慮者等への対応

様式5 要配慮者名簿

一部改正

市の担当職員と自治会・自主防災組織は、避難者に負傷者、発熱や咳等の症状がある者がいる場合には、その負傷等の状況を確認し、治療の必要性（緊急度）が高い者については、災害対策本部に連絡します。

避難所内で対応可能な場合は、保健室等で適切な処置を行います。

避難者の中に、医師、看護師、保健師など、医療関係者がいる場合、協力を依頼します。



要配慮者については、要配慮者名簿で人数や必要な配慮について把握し、福祉避難所での対応が必要な場合には、災害対策本部に連絡します。

また、要配慮者が必要とする食料（食物アレルギー対応食品等）や物資（ストーマ用装具等）に不足があれば、早期に災害対策本部に要請します。

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子供、性的マイノリティなど、多様なニーズに配慮する必要があります。

(11) 食事提供時の対応

一部改正

自治会・自主防災組織は、避難者に食事を提供する際には、衛生面や温度管理に留意するとともに、アレルギー等の有無について、配慮する必要があります。

また、避難生活が長期化した場合には、栄養不足等が課題となる可能性があるため、災害対策本部は管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しなど

により、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮した適温食の提供ができる体制を構築するなど、避難者の健康に配慮します。

(12) 設備・備蓄品の確認 様式6 備蓄物資一覧表

自治会・自主防災組織は、避難所運営に必要な物資を確認します。備蓄品の配付に備え、避難者台帳から必要な数を把握します。

備蓄品の不足等を把握し、災害対策本部に要請を行う準備をします。

(13) 災害対策本部への報告 様式7 物資要請表 一部改正

市の担当職員は、避難者数などの避難所の状況や、不足している物資について、定期的に災害対策本部に報告します。市の担当職員が不在の場合や、緊急の場合は、避難所のリーダー（避難者の代表者）が行います。

避難所からの報告は、災害対策本部への貴重な情報となるため、可能な限り速やかに行い、その際は避難所周辺の道路状況なども報告します。

〔窓口〕江別市災害対策本部（避難対策班）
電話：011-382-4141（代表）

① 必要物資の要請

・避難者数等の把握を行ったあとは、避難所で必要な物資を取りまとめ、物資要請表などを用いて災害対策本部へ物資の要請を行います。

② 福祉避難所開設の要請

・避難者に「食事、排泄、移動が一人でできない全介助を要する方」がいるなど、福祉避難所での対応が必要と判断される場合には、福祉避難所の開設を検討する必要があります。

その場合、市の担当職員は災害対策本部と連絡を取り、対応を要請します。

各種スペースの配置

避難所内の各スペースは、避難者の年齢・身体状況等により、部屋を分け、利用目的やその範囲などが誰でもわかるような言葉や表示方法（ピクトグラムの使用など）を工夫して明示する必要があります。 様式8 避難所内の空間配置図

(1) 感染症対策におけるスペースの確保 一部改正

① 一般の避難者スペース

可能な限り一人当たり4㎡程度（各避難所の実情に合わせて設定する。）のスペースを確保するようにし、市で備蓄している段ボール間仕切りを施すなど、プライ

バシーの確保を図ります。通路幅も可能な限り2m（最低でも1m）を確保します。

②感染症患者等専用スペース

万が一に備え、避難所に専用スペース、動線を確保できるかどうか事前に確認します。（他の避難者と一切交わらないことが望ましい）

③2棟以上の建物がある場合

感染症患者等のみを収容する建物を決定します。

④1棟だけの場合

建物に複数の入口がある場合、通常の避難者とは別の専用の入口を設定します。

- ・入口が一つの場合は、間仕切りによる動線の分離も検討します。
- ・入口から専用スペース、トイレに至るまでの動線を想定し、間仕切り等で分離できるか確認し、可能な限り個室、専用トイレを用意します。
- ・トイレは使用者ごとに番号を振り、それ以外は使用しないことが望ましいです。
- ・個室がない場合や1部屋に複数人収容する場合は、間仕切りで分離します。
- ・専用のゴミ箱を設置します。（可能な限りフタ付きの物を準備）

（２）居住スペース

屋内で広いスペースが確保できる場所から居住空間を決めていきます。

例：「学校の場合」 体育館 ⇒ 講堂・ホール ⇒ 教室

※教室等を使用する場合、使用期限などを確認しておくことが必要です。

居住スペースを決めたら、避難者の状況に応じたスペースを確保します。

- ① 一般避難者（健康状態に問題がない方）
- ② 要配慮者（介護が必要な方、妊産婦、乳幼児 など）
- ③ 病人（隔離室）、負傷者
- ④ 女性など特別な配慮が必要な方

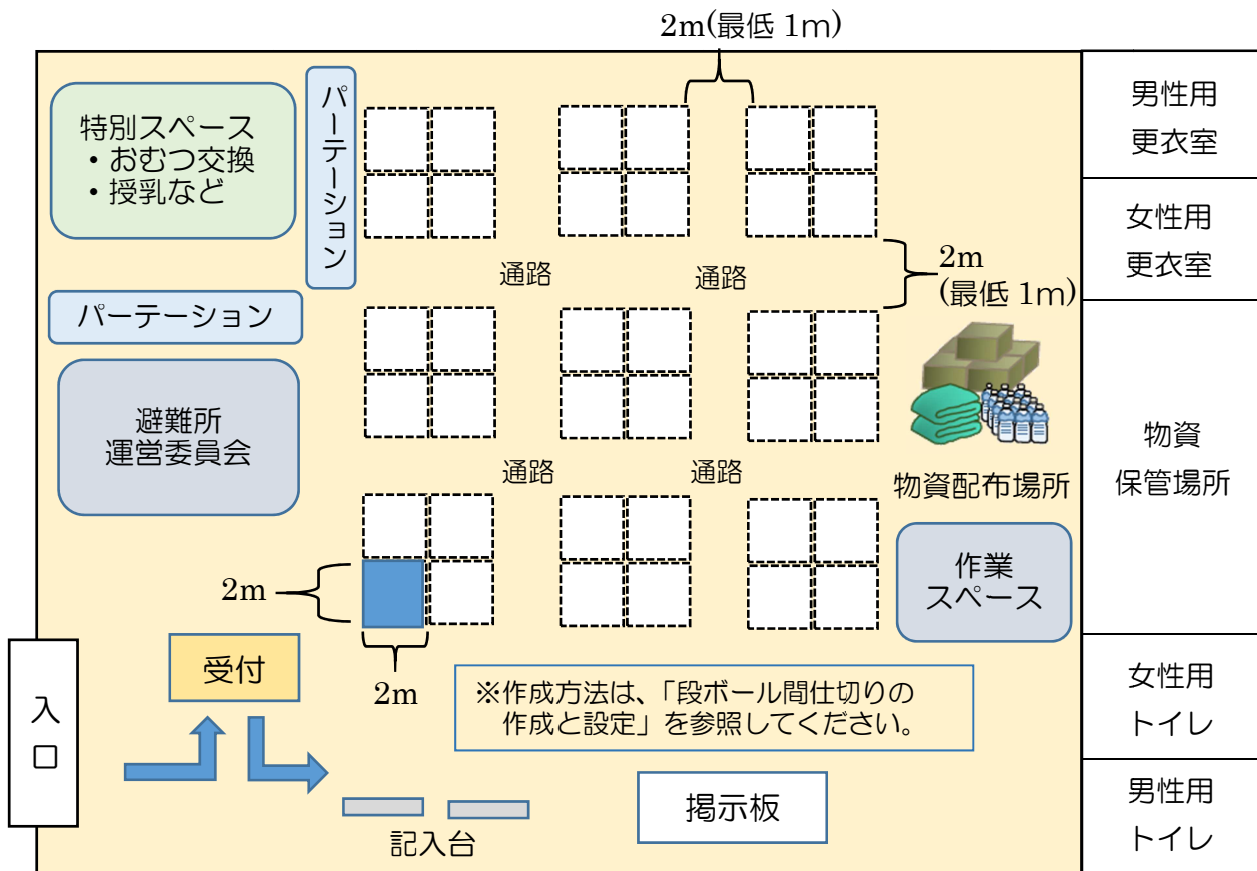


ヘルプマーク

※ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している患者、内部障害や難病の患者、または妊娠初期の女性など、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで援助を得やすくなるよう作成されたもの

居住スペースでは、世帯を基本単位に編成します。世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住区の中に編成します。その他にも、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。

参考１：避難所スペースのレイアウト（例）



※居住区は1区画に1人を基本として、4区画（4人）を1つに集合します。

※通路は2m（最低1m）あけるようにします。

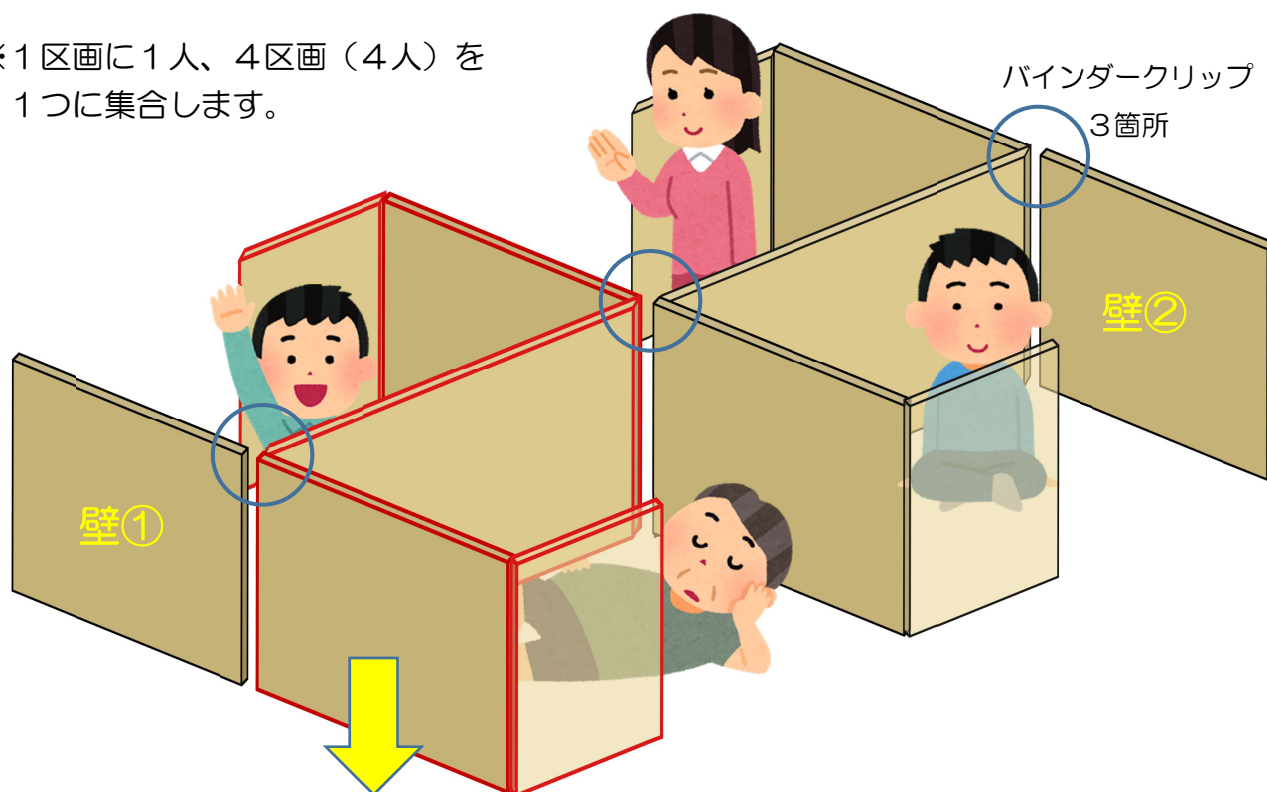
※避難者数により、居住スペースの配置を変更します。

（３）避難所運営に必要な場所

避難所運営に必要な場所（受付、避難所運営委員会執務室、作業スペース）は居住空間と別に用意し、施設のホール等出入口付近の場所が適しています。

参考2：段ボール間仕切りの作成と設定

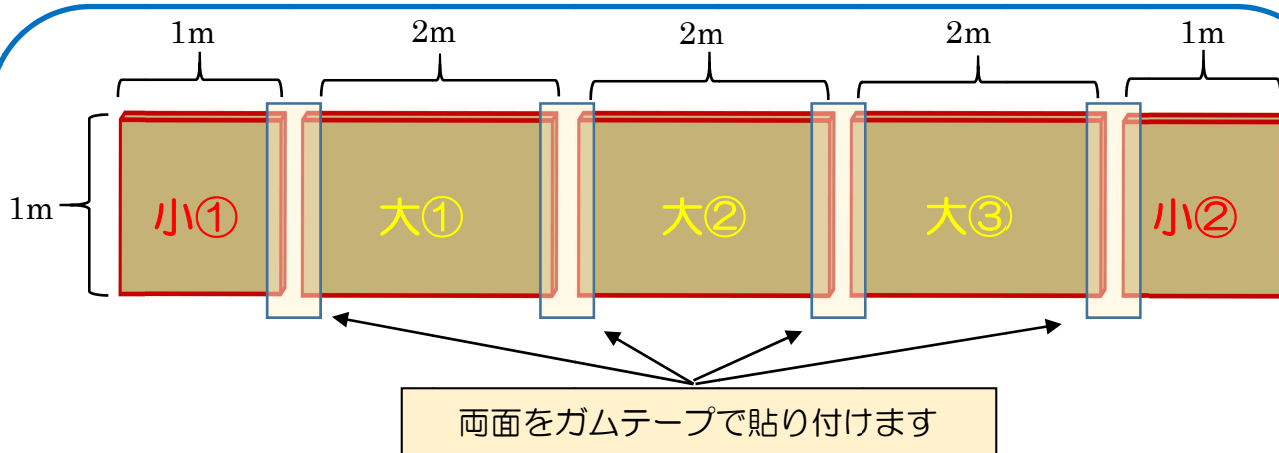
※1区画に1人、4区画（4人）を1つに集合します。



バインダークリップ
3箇所

壁②

壁①



- ◆段ボール大×3枚と段ボール小×2枚をガムテープでつなぎ合わせます。
- ◆指1本分開けてガムテープを貼ると、折りたたみやすくなります。

《4人分の居住スペースを作る方法》

◆必要物品

- ①段ボール5枚をつなぎ合わせたもの2セット
- ②壁になる段ボール大2枚（壁①と壁②の部分）
- ③バインダークリップ3個：段ボール同士は、少しだけ重ね合わせて、（図の○の部分）重なった部分を上からバインダークリップでつなぎます。



バインダークリップ

(4) 立ち入り禁止のスペース

市の担当職員は施設管理者と協議し、学校の理科室など危険な薬品や設備等がある部屋や、職員室や事務室など情報管理等の観点から問題のある部屋などは、立入を禁止します。

(5) 状況に応じて設ける必要のあるスペース

① 採暖室（暖をとる部屋）

暖房器具の数や能力が十分ではない場合、大きな部屋にこれらを設置しても効果的に暖められない場合があります。このため、学校では教室を利用するなど、採暖のできる部屋が必要な場合もあります。

② 授乳室や更衣室

学校の体育館や教室など様々な場所を設置場所として選択できますが、プライバシーに配慮し、パーティションなどにより安心して利用できるように配慮する必要があります。また、薄着になることもあるため、暖房が必要な場合もあります。

③ 患者室（隔離室）

風邪やインフルエンザ等の感染症のまん延を防ぐため、患者の隔離場所として設置します。換気を十分に行い、暖房器具があれば設置します。また、なるべく一般的な通行経路から離れた場所に設置します。

隔離区域として使える部屋がない場合は、ビニールやバリアとなり得る素材を用いて、避難所内に新たな隔離区域を設けます。

可能であれば、床から天井までを区切る一時的な壁をつくり、隔離区域の入り口には、ポスターなどを貼りだし、適切な個人用防護具（手袋やマスク等）を着用してから入室するよう表示します。

④ 相談室

個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営スタッフに相談する部屋で、できるだけ早く設置することが望まれます。

⑤ 静養室

パニックを起こした人が一時的に過ごして冷静さを取り戻す、騒がしい場所が苦手な人が過ごす場所です。居住スペースから離れた場所に設置します。

⑥ 育児室

周囲を気にせず、子供を遊ばせる場所であり、居住スペースから離れた場所に設置します。子どもの安全が守られるよう、保護者などが見守るようにします。

また、冬期間はグラウンドなどに積雪があることを活用して子供たちの遊ぶ場所を用意することも考えられますが、その場合は落雪等、雪の事故に十分注意する必要があります。

⑦ コミュニティールーム（サロン）

避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語り合ったりする場として使用できる部屋・空間です。

避難生活が長期化した場合には、ストレス軽減の観点からも重要なスペースであり、必要に応じて女性専用スペースも設けます。居住スペースから少し離れた場所に設置します。



⑧ 固定電話の設置

居住スペース（就寝場所）に声が届かない場所に設置します。

⑨ 携帯電話等の充電スペースの設置

避難所においては、市で備蓄している限られた発電機で充電することは可能ですが、照明や通信手段など最低限の施設機能を維持しなければならないため、限られた電力を公平に分配する必要があります。

そのためには、一人一回15分以内や充電ケーブルは持参する、医療機器に関する電力は優先するなど、制限を設けるようにします。

また、人目につく場所に設置し、盗難事故の発生に留意することや、充電希望者受付簿等の作成など、待機する人の整理も必要です。



⑩ 風呂やトイレなど

風呂やトイレなど水を流す必要のあるものは、排水口がある場所に設置します。

なお、断水等によりトイレが使用できない場合を想定し、簡易トイレ等がスムーズに配備できるようにします。

トイレは、男性用、女性用、多目的トイレに分けるようにし、また、清潔な衛生環境を確保する必要があります。



⑪ ゴミ集積場

臭いの問題等があることから、屋外に設置するようにします。なお、冬季間は雪を掘って仮置きすると腐敗による臭いを発しにくくなりますが、設置場所の選定には落雪の危険性がないか、また、除雪やゴミ収集がスムーズに行えるかをチェックする必要があります。

⑫ 支援物資の受入スペース

様式9 物資受付簿

トラックなどの車両からの荷下ろしが可能な場所や、物資の管理がしやすい場所にします。要冷蔵の食材の貯蔵などには、積雪を活用して低温室や冷蔵庫の代替をすることも考えられます。

⑬ ペット滞在スペース

様式10 ペット登録台帳

ペットは飼い主にとってはとても大切な存在ですが、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人が共同生活を送る避難所では、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮が必要です。

ペットの受け入れについては、事前にペット同行避難のルール（ケージやペットシートの持参をしているか、ペットはケージ内で長期的にいたることが可能かなどの確認）を決めておくことが重要です。避難所運営委員会や施設管理者と協議の上、決定する必要があります。

【考え方】

原則 ペットの滞在スペースは、避難所敷地内の屋外になります。

例外 ただし、避難所によっては施設の構造等により、同行避難ができない可能性もあります。



⑭ インターネット環境の整備

災害対策本部は、避難者がインターネットにより情報を入手できる設備（Wi-Fiなど）を通信事業者の協力を得ながら、設置に努めます。



⑮ 駐車スペースの確保

市の担当職員と施設管理者は、自治会・自主防災組織の協力を得て緊急車両や給水車などの駐車スペースを確保します。避難者がやむをえず、学校の運動場へ駐車する場合は、駐車スペースをなるべく端に確保し、ロープなどで場所を明示します。自転車やオートバイなどは、所有者の氏名などを車体に明記（紙に記入しダッシュボードに置くなど）して、所有者が責任をもって管理します。

参考3：屋外スペースのレイアウト（例）



駐車場

- ・荷物の搬入
- ・資材置き場
など



避難所運営委員会

屋外スペース

- ・ゴミ集積場
- ・遊び場
- ・喫煙所
- ・洗濯物干し場

炊出しスペース

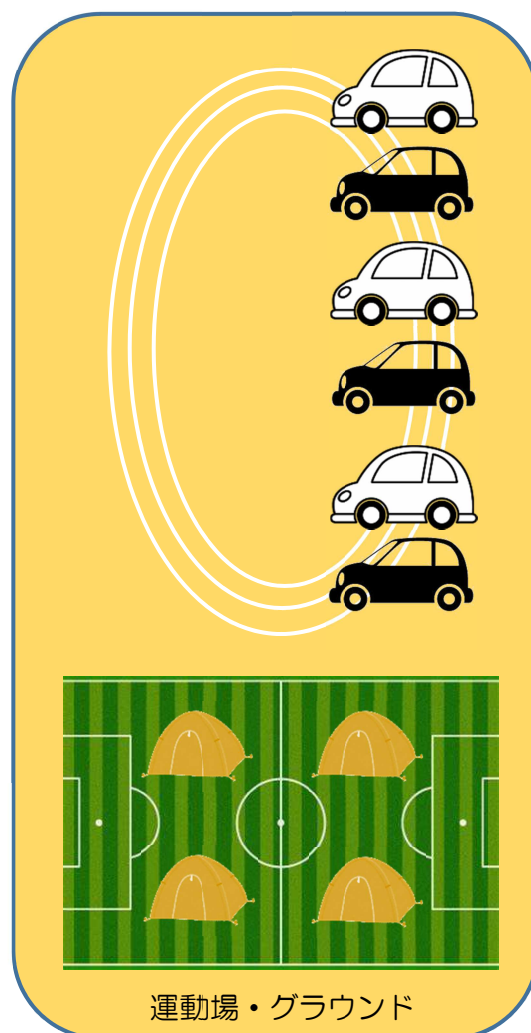
男性用仮設トイレ

多目的仮設トイレ

女性用仮設トイレ



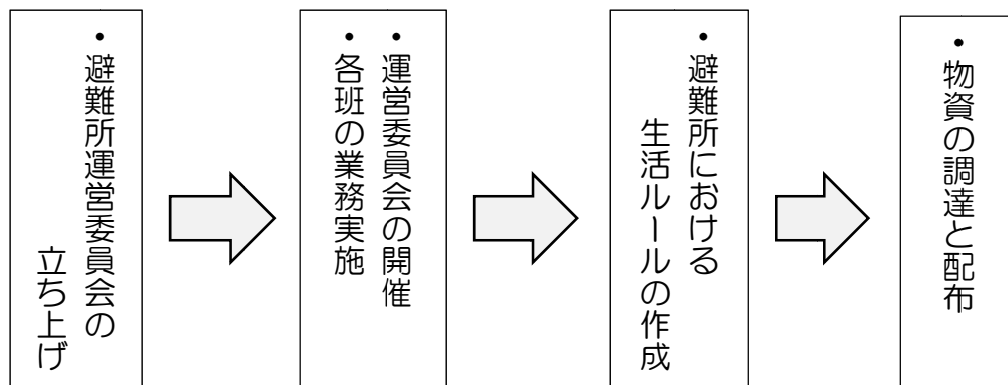
ペット滞在
スペース



※駐車スペースをなるべく端に確保し、
ロープなどで場所を明示します。

2 展開期（24時間～3週間程度）

展開期から撤収期に至る避難所業務の流れ



展開期では、避難者が避難所のルールに従って、一応の生活の安定を確立する時期であり、自治会・自主防災組織は本格的な避難所運営組織を設置し、避難者自らが自力再建への足場を獲得するための支援を行います。期間は、災害発生から、概ね24時間～3週間程度と考えられますが、災害の規模などによって変わります。

（1）本格的な避難所運営組織（避難所運営委員会）の立ち上げ

自治会・自主防災組織は避難所の状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営組織である「避難所運営委員会」を設置します。

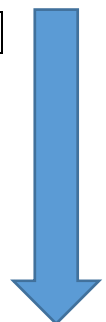
避難所運営委員会は、原則として避難者（住民）が主体となり、展開期の避難所運営全般に関わり、必要に応じて具体的な業務を行うための班構成を行います。各班は避難所の規模や地域の実情に応じて、統合したり分割したりすることが可能です。

災害のケースにより、地域によっては、周辺地域が被災していないため、避難所に周辺の自治会等が避難していない場合も想定されます。この場合は、避難者が主体となり避難所運営を進め、周辺自治会等は可能な範囲で避難所運営に協力・支援していただくという形も考えられます。

なお、避難者が運営を行うことができない場合、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による一部業務の分担、自主運営のための各種支援を行うようにします。

「避難所運営委員会」を立ち上げるまでの流れは、以下のとおりとなります。

- ①市の担当職員が避難者へ「避難所運営委員会」を立ち上げるよう促します
- ②避難者の中から委員長・副委員長を選出します
- ③役割別の班を編成して、各班長を選出します
- ④避難所運営委員会の会議を開催し、各班の人数決定します
- ⑤「様式3 避難者台帳」を参考に、避難者を各班に振り分けます
- ⑥正式に「避難所運営委員会」を立ち上げます



避難所運営委員会の役割

①委員長・副委員長

避難所運営を統括する役割を担います。定期的に避難所運営委員会の会議を開催し、各班の活動内容把握や避難所運営に関わる調整などを行います。

～ポイント～

委員長や副委員長の選定にあっては、以下の方が想定されます。

- 1 自治会や自主防災組織の役員
- 2 北海道地域防災マスター・防災士
- 3 その他、防災に関する知識を有する方

【使用する様式】

様式 1 1 避難所運営委員会役割分担表

様式 1 2 避難所運営日誌

②総務班

各班調整、情報収集、運営記録、避難者のニーズの把握や相談対応、避難者情報管理、ボランティアの要請、交流の場の提供などの役割を担います。

【使用する様式】

様式 3 避難者台帳

様式 4 避難者世帯カード

様式 5 要配慮者名簿

様式 1 0 ペット登録台帳

様式 1 3 職員・ボランティア等派遣要請表

様式 1 4 ボランティア受付簿

様式 1 5 避難者要望シート

様式 1 6 外泊届

様式 1 7 郵便物等受付簿

様式 1 8 取材者受付用紙

様式 1 9 近隣の避難所・官公署リスト

③施設管理班

施設管理者と協力しながら、定期的な施設の安全確認、火気の取り扱い場所の周知、施設・敷地内の利用ルールの徹底をさせる役割を担います。

避難所での防火・防犯対策として、見守り体制の構築を図り、特に、女性に対するトイレや仮設風呂付近での性犯罪の発生防止に留意します。

【使用する様式】

様式 1	避難所の被害等チェックシート
様式 8	避難所内の空間配置図

④食料・物資班

食料・物資の管理や配食、救援物資の要請等を行います。
女性用の物資は女性が配給を担当するなど、配慮が必要です。
炊き出しが可能な場合は、炊き出しの役割も担います。



【使用する様式】

様式 6	備蓄物資一覧表
様式 7	物資要請票
様式 9	物資受付簿

⑤保健・救護班

施設内の傷病者や要配慮者の状況把握と対応を行います。避難者の中に医療職や介護職の方がいる場合は、その方に役割を担っていただくよう要請します。

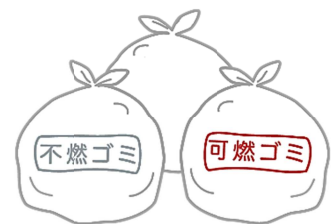
避難者に負傷者がいる場合には、その負傷状況を確認し、治療の必要性（緊急度）が高い負傷者については、救急車を要請します。避難所内で対応可能な場合は、保健室等で適切な処置を行います。

【使用する様式】

様式 20	健康管理シート
-------	---------

⑥衛生班

避難所内のごみ・トイレ・清掃に関することなど、衛生管理全般の役割を担います。



(2) 避難所運営委員会における会議の開催

避難所運営を円滑に進めるために、避難所運営委員会では定期的に会議を開催します。

会議では、現状の課題や今後予想される状況とその対処などについて話し合い、その結果を踏まえた情報発信や避難所運営を進めていきます。

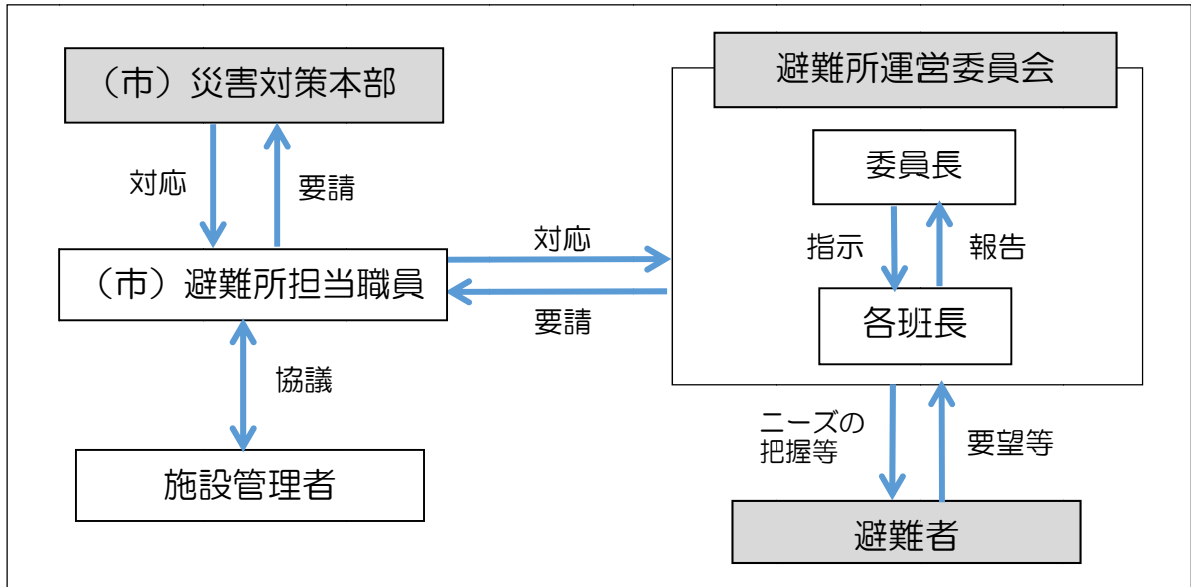
特に議題等がない場合でも、1日1回は会議を開催し、避難所内の情報を共有して、各班が連携した対応を行うようにします。

会議の議題等の例（生活ルールの作成）

- 避難所運営の方針と決定
- 避難者ニーズの把握
- 必要物品や資機材の洗い出し、不足物の要請
- 居住区へのつい立の設置、スペース配分の見直し
 - ・避難生活の長期化に伴って、避難者の荷物等の増加により、スペース配分が不均衡になることも想定されるため、スペース配分の基準を家族単位とするなど、可能な限り公平な配分とします。
- 避難所の生活ルールの確立
 - ・起床・消灯時間、掃除など避難所の状況に応じて、ルールを設けます。
 - また、避難者が勝手に自炊などをしないよう、炊事場の設置ルール等を設けます。
- 避難者や避難所運営スタッフの健康管理
 - ・避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことがトラブルになることもあります。避難者の様子の変化に注意が必要です。
 - ・ストレスや不安などの精神的な負担や、体力的な負担を抱える避難者や避難所運営スタッフの健康管理のため、保健師や看護師等による保健指導や巡回相談、心のケアなどを実施するほか、運営スタッフと避難者が協力して、見守り体制を構築するなど、心身の健康保持のための環境を整えることが必要です。

避難所の情報連絡体制

避難所運営にあたり、情報連絡体制を整えることは重要です。情報連絡体制は以下のとおりとします。



※上記情報連絡体制は、避難所運営委員会が立ち上がった場合を想定しており、避難所を開設した当初はこのような体制とならない場合があります。

避難所運営に関して、その他検討すべき事項

(1) 円滑な受援の実施

避難所は被災者の生活の場であるとともに支援拠点でもあるため、災害対策本部は外部からの支援を円滑に受けられる体制を整える必要があります。

具体的には、救護等のための医師・看護師や多様なニーズに対応するためのボランティアといった人的資源、さらに食料や生活関連用品などの物的資源の受入を円滑に行います。



(2) 防犯対策の実施

避難所運営委員会は避難所での防犯対策として、警察による巡回・派遣体制の確保や自警団等の結成、避難者同士の見守り体制の構築を図り、特に、女性に対するトイレや仮設風呂付近での性犯罪の発生防止に留意します。

(3) 正確な情報の発信

災害対策本部はデマや根拠のない情報により、避難者に不安等を与えないよう、警察や関係機関とも連携を図り、Lアラートのお知らせ欄や市のホームページ、防災情

報提供サービス、SNS、広報車も活用し、避難者への正確な情報発信や避難所内での情報の掲示などに取り組みます。

江別市ホームページ <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>

(右のQRコードからアクセスできます。)



(4) 在宅避難者等への対策の実施

災害対策本部は、帰宅困難者（勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者）や在宅避難者（避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者、またはライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者）等への情報発信や物資提供などの対応拠点として、避難所を機能させます。

(5) 個人情報の取り扱いについて

一部改正

外部から電話や訪問などで安否確認があった場合などは、台帳にて同意の有無を必ず確認し、同意した方のみ開示するものとし、避難者の個人情報は厳重に管理します。

個人情報の取り扱い等については、P10の(6)及び(7)も参照してください。

(6) 女性など多様なニーズへの配慮

新規追加

避難所で女性が直面しやすい問題として、プライバシー、生理に関する問題、医療に関する問題、DVや性犯罪などが挙げられます。男女別のトイレ、授乳室、更衣室や女性用洗濯物干場を設置するほか、女性向け日用品の配付は、トイレや更衣室などの女性専用スペースで行うなど、女性が積極的に避難所の運営に関わることで、避難している女性の声を汲み取れる体制が望ましいです。女性ならではの視点を積極的に要望に出し、男女のニーズの違いに対する配慮を促すことで、避難所の環境を整えていく必要があります。

また、そのほかにも、さまざまな避難者の事情にあわせた多様なニーズへの配慮が必要となります。

3 再構成期（3週間以降）

避難が長期化する場合、状況に応じて避難所の運営体制の見直しを行い、避難者の相談体制の確立、こころのケアなどを行うとともに、避難者の自立へ向けた取組に合わせて、避難所の撤収への合意形成を進めます。

(1) 再構成期の避難所運営

概ね災害発生から3週間程度の期間が経過すると、日々刻々と変わる事態は減って

いき、避難所生活も落ち着いていく傾向にあります。

その一方で、特に避難者の生活再建への見通しが立ちにくい場合などは、心身の健康状態の悪化が懸念されるため、個別の事情に配慮しながら、生活再建に向けた情報（仮設住宅建設の見込み、義援金の配分など）の提供を行っていくことが必要です。

（２）避難所の統廃合

地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所の解消の一つの目安となり、避難者に落ち着き先の要望を聞いた上で、できるだけ要望に沿う形で支援を行い、避難所の解消につなげることが求められます。

災害対策本部は避難所を本来の役割に戻すことを目標として、他の避難所との統合も視野に入れ、解消に努めます。

例えば、校舎を避難所として使用している場合には、授業の再開に伴い、避難所として使用しているスペースを集約したり、他の避難所への移動を検討したりすることとなります。

（３）避難所の統廃合に伴う避難者の移動

避難所を出られない被災者には、家が被災したり不安であったりと様々な理由があるため、災害対策本部は、その不安を解消するために、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聴きながら解決する必要があります。

避難所の縮小・統廃合が進められる場合は、避難者に対して避難所の移動などについて事前に周知し、避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送方法などについて避難者に伝達します。



4 撤収期（ライフライン回復頃）

（１）避難所の撤収・閉鎖

ライフラインが回復し、避難者の自宅の修理や、仮設住宅などの仮住まいが確保される目途が立った際に、避難所運営委員会は避難所の閉鎖に向けた準備を進めます。

災害対策本部は、避難所の閉鎖が決定した場合には、避難所運営委員会の協力を得て、避難所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明します。

回収が必要な物資等がある場合は、災害対策本部へ連絡し、避難所内の片付けや清

掃を避難者の協力を得ながら行います。

避難所運営委員会は、災害対策本部や施設管理者などとの調整のうえ、資料などを引き継ぎ、避難所を閉鎖します。

避難者の撤収確認後、避難所運営委員会は、避難所閉鎖日をもって解散します。

感染症対策

避難所では、衛生状態の悪化や長期化する避難生活でのストレスなどによる避難者の体力・抵抗力の低下が考えられます。避難所は、集団で生活をしていることから、発生した感染症が拡がりやすい環境にあるため、感染拡大防止に万全を期することが重要であり、以降の点に留意する必要があります。

感染症を踏まえた避難所の開設

(1) 可能な限り多くの避難所の開設

市は避難所の収容人数を考慮し、避難所以外の避難所の開設など、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館などの活用も検討します。

(2) 親戚や友人の家等への避難の検討

緊急避難の後、避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、必要に応じ、可能な場合は避難者に対し、親戚や友人の家等へ避難していただくこともあります。

(3) 2次避難所の開設の検討

全部改正

市は開設された避難所で、感染が拡大している又は拡大するおそれがあると判断した場合には、保健所と十分に連携し、感染症患者等専用の避難所や2次避難所の開設など適切な対応を行います。

避難者等の健康管理

(1) 避難者及び運営スタッフの健康状態の確認

①避難所運営委員会は、避難者の健康状態（発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など）を避難所への到着時に確認するとともに、避難生活開始後も、定期的に確認する必要があります。

②運営スタッフは、事前に各自の健康状態（発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など）を

確認し、症状がある場合は避難所運営委員会に速やかに報告するとともに、症状が改善するまで健康状態に問題のないスタッフと交代するなどの対応が必要です。

避難所の衛生管理

(1) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

一部改正

避難者や運営スタッフは、頻繁に手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底します。

特に手洗いは重要となり、食事前や調理前、トイレの使用後には行うようにします。そのため、手洗い場とトイレはなるべく近くに配置します。



流水で手洗できない場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬を利用し、やむを得ずバケツに汲み置きした水を使う場合には、直接バケツの中の水で洗わないようにします。

(2) 避難所の衛生環境の確保

物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、衛生環境を保ちます。

(3) トイレの消毒

トイレは定期的に清掃と消毒を行います。清掃する際は、マスクと使い捨て手袋、エプロンを用意し、次亜塩素酸ナトリウム

(家庭用塩素系漂白剤など)を用いて、便器周りを中心に清掃します。

トイレ等で汚染した履物を介して感染が拡大する恐れがあります。



(4) 消毒液

消毒液は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用することが重要です。(例：アルコールはインフルエンザやコロナウイルスに有効ですが、ノロウイルスには効果がありません。)

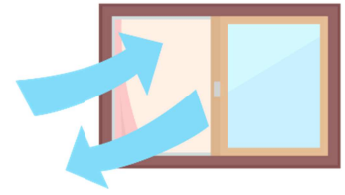
(5) その他

- ①避難所は土足厳禁にします。
- ②紙オムツ等の廃棄のため、蓋付きの専用ゴミ箱を設置します。
- ③一般のゴミ袋は2枚重ねで使用し、しっかりと口を閉じて廃棄します。

十分な換気の実施・スペースの確保等

(1) 換気

避難所内は、定期的に十分な換気を行います。



(2) スペースの確保

避難者が十分なスペースを確保できるよう留意します。人との間隔は、できるだけ2m（最低 1m）空けることが望ましく、段ボール間仕切り等によるパーティションの設置が有効です。

(3) 食事時間等の管理

- ①密集・密接を避けるため、食堂形式で食事をする場合は、避難者ごとに食事の時間をずらすようにします。
- ②食事の際には、できるだけ会話を控えるよう周知します。

発症時の対応

避難中において、感染が疑われる事例が発生した場合には、速やかな隔離、関係機関への連絡など必要な対応を行い、感染の疑いがある者と他の避難者が接触しない環境を作る必要があります。

(1) 避難者が感染症を発症又はその疑いがある場合

災害対策本部は、感染症を発症した場合等の対応については、患者の隔離や病院への搬送など保健所と十分に連携の上で、適切に対応します。

(2) 発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

- ①避難所運営委員会は、発熱、咳等の症状が出た者が発生した場合は、専用のスペースを確保することが必要です。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレと手洗い場を確保します。



- ②発熱や咳等のある人々を同室にすることは、望ましくありません。やむをえず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが必要です。
 - ③症状が出た者の専用のスペース、トイレや手洗い場は、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。
- なお、すぐに対応ができない場合は、取手やノブなどの共用部分の消毒を徹底する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の対応

新型コロナウイルス感染症などの感染症がまん延する状況において災害が発生し、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっています。

また、災害時には断水により手洗いやうがいができない可能性もあることや、避難場所など密集した環境下での集団生活等により、新型コロナウイルスなどの感染が拡大するリスクが高まります。

災害時の避難について「知っておくべき5つのポイント」を下記のとおりお知らせしておりますので、避難する場合の参考にしてください

もし、災害が発生したら「**自らの命は自らが守る**」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう。

新型コロナウイルス感染症などの感染症流行時であっても、災害時には、
危険な場所にいる人は避難することが原則です。

知っておくべき5つのポイント

- 1 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 2 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- 3 **マスク・消毒液・体温計**などが不足しています。できるだけ**自ら携行**して下さい。
- 4 市が指定する**避難場所、避難所が変更・増設されている可能性**があります。
災害時には**市ホームページ等**で確認して下さい。
- 5 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。
やむをえず**車中泊をする場合**は、浸水しないよう**周囲の状況等を十分確認**して下さい。

その他、可能な限りの感染症対策について

- 新型コロナウイルス感染症に関する資料が内閣府より発出されていますので、抜粋した資料を様式集に添付いたします。

各避難所で全て実施することが望ましいとされていますが、災害は、様々な形で起こります。可能な限り最大限の対応を心がけてください。

- 令和2年6月10日府政防第1262号内閣府他

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考書類」(第2版)

①新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付時〉
②健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)
③新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付以降〉
④健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)
⑤発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト(例)

※感染症の詳細については厚生労働省ホームページで確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

(右のQRコードからでもアクセスできます)



〔改訂履歴〕

版	改訂年月	改訂理由及び内容
第1版	平成30年5月 (2018年)	・新規策定
第2版	令和2年8月 (2020年)	・北海道「令和2年(2020年)5月 北海道版避難所マニュアル」の改正及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考書類」に基づいた修正
第3版	令和5年2月 (2023年)	・地域連携避難所運営訓練の実施結果を踏まえた受付手順等の修正
第4版	令和6年12月 (2024年)	・地域連携避難所運営訓練の実施結果を踏まえた受付手順等の修正 ・新型コロナウイルス感染症を感染症全般における内容へ修正

このマニュアルに記載のない事項等については、必要に応じてマニュアルの改訂を行うものとする。

江別市避難所運営マニュアル【第4版】

発行：令和6年（2024年）12月

企画・編集：総務部（危機対策・防災担当）

〒067-8674 江別市高砂町6番地

電話：011-382-4141（代表）Fax：011-381-1070

URL：<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>

